

# 私たちの共済年金

平成19年9月から国共済年金の掛金率（組合員負担）は  
**7.448%**になります

平成16年の財政再計算により、平成20年までの掛金率は表のとおりとなっています。

(単位：%)

	現 行	19年9月～	20年9月～
掛 金 率	7.3835	<b>7.448</b>	7.5125
負担金率	7.3835	7.448	7.5125
保険料率	14.767	14.896	15.025

保険料率は、掛金率（組合員負担）と負担金率（事業主負担）とで2分の1ずつの負担となっています。

# 被用者年金制度の一元化法案について

平成19年4月13日に閣議決定された  
「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を  
改正する法律案」の概要を説明します。

## 法律案の趣旨

- 被用者年金制度の一元化については、平成18年4月の閣議決定及び12月の政府・与党合意に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。  
これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

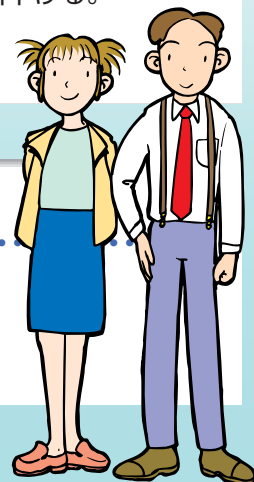
## 法律案の概要

- ① 被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一。
- ② 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。
  - ・ 共済年金にある遺族年金の転給制度は廃止、等。
  - ・ 60歳台前半の公務員OB等に係る在職中の年金支給額の減額方法について、より厳しい減額方法（現行の厚生年金の取扱い）に統一。
- ③ 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一。
  - ・ 平成22年から引き上げ、公務員共済は平成30年、私学教職員は平成39年に統一。
- ④ 事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上。
- ⑤ 共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止。
  - ・ 新3階年金については、平成19年中に検討を行い、その結果に基づいて別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨を規定（附則）。
- ⑥ 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

## 施行時期

- 原則、平成22年4月1日。
- 追加費用の減額については、平成20年4月1日。

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」の原文は、KKRホームページ（年金制度改革の動向について）に掲載しています。



平成19年8月 発行